

第 47 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 2 月 25 日（水） 10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 川崎茂、野呂順一

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：池本参事官補佐

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済産業省特定業種石油等消費統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から、経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「本調査」という。）の諮問の概要及び変更案について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われ、いずれも適当と判断された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）報告を求めるために用いる方法

- ・ 今回の諮問事項（調査組織（調査系統）の変更等）については問題ないと思うが、エネルギーに関する統計の体系的な整備という観点については丁寧に議論することが必要であると考えます。
- ・ 本調査はエネルギー消費の総量を推計する統計と思われるが、最終的な回収率ほどの程度で、回収できなかった部分についてはどのように補完しているのか。
 - ← 平成 25 年度の実績では 96.8%の回収率である。なお、本調査は月次の動態統計調査として実施しており、エネルギー消費の動きを調査するという意味合いが強く、未回収事業所については前月の結果をそのまま用いることで対応しているところである。また、エネルギー消費量全体を捕捉するという観点では、エネルギー消費統計調査（年次調査として実施している一般統計調査）の結果が本調査結果を補完している。
- ・ エネルギーに関する統計の体系的な整備について、例えば、本調査とエネルギー消費統計調査を一本化するなど、具体的な検討が進んでいるのか。
 - ← 御指摘の点は「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において検討が求められていることであり、平成 29 年度末までに結論を出さなくてはならないと考えている。両調査の一本化も一つの方向としては考えられるが、両調査の調査周期、調査項目等が異なるほか、エネルギー政策に関する必要な情報の適時適切な提供との関係でどう整理するのかといった多くの論点がある。このような論点を整理し、今後検討を進めてまいりたい。

- ・ 統計調査の民間委託については、受託する側である民間事業者側としても統計調査の信頼性を確保するための人材育成や設備投資など所要の準備が必要となる。複数年度で委託契約を行うことなどが可能になれば、受託側においてもこれまで以上の準備を行うインセンティブが働き、より質の高い統計の整備に資することにつながるのではないかと考える。
- ・ エネルギー消費統計調査は本調査に比べ、幅広い業種をカバーした調査である中、一般統計調査として実施されることになった経緯は何か。
 - ← エネルギー消費統計調査は、一般統計調査として調査を開始・実施し、データの精度や経年変化の安定度等について検証し、結果精度の十分な確保が可能と判断した段階で、基幹統計化を検討するとして開始した経緯がある。第Ⅱ期基本計画では、エネルギーに関する統計の体系的な整備を行い、基幹統計の範囲について検討を行うことが指摘されており、このような経緯をも踏まえ、平成 29 年度末までに整理したいと考えている。
- ・ 今回の変更内容である、調査組織（調査系統）及び調査実施課室の変更、調査業務の民間事業者の活用については、部会として適当であると判断する。
 - また、第Ⅱ期基本計画で指摘されているエネルギーに関する統計の体系的な整備については、平成 29 年度末までに結論を得るとされており、引き続き資源エネルギー庁を中心に整理を進めていただきたい。

（2）調査対象の範囲

① 調査票第 7 号（鉄鋼）の調査対象に係る記載の変更関係

- ・ 今回の変更内容は、調査の実態に合わせたより正確な記述に改めるものであり、部会として適当であると判断する。

② 調査計画（別表）の表記の変更関係

- ・ 今回の変更にある「従業者」と「従事者」は意味合いが異なり、数も違ってくるのではないかと考えられ、調査結果に断層が生じるように思うがいかがか。
 - ← 従前から調査していた定義はそのままにして、表記を「従事者」に変更するだけであるため、断層は生じないものと考えている。
- ・ 今回の変更内容である、調査計画（別表）における表記の変更については、経済産業省生産動態統計調査の表現振りに合わせるためのものであり、部会として適当であると判断する。

（3）統計審議会諮問第 285 号の答申（平成 14 年 8 月 9 日付け統審議第 8 号）における『今後の課題』への対応状況

- ・ 地域別等の結果の公表を行うことについては適切に対応しており、評価できるものとする。その一方で、公表されている都道府県別のエネルギー消費量はあくまでも特定の業種に係る情報であり、また、当該都道府県におけるエネルギー消費量全体において占める割合が分からない状況にある。このような中で、都道府県別のエネルギー消費量に係る集計表を公表してミスリードにつながるおそれはないか。また、当該データに対する利用ニーズはあるのか。

← 「石油等消費動態統計年報」の公表に当たっては、公表物に「利用上の注意」（調査対象業種、指定生産品目（群）及び調査の範囲とともに、統計表の作成方法及び統計表の見方などについて記載したもの）を掲載し、利用者の利便を図っているところである。

また、平成 14 年の答申時において本件課題が付された経緯としては、都道府県において CO₂排出量を推計する上での基礎資料として、それまでは石油等消費構造統計調査（年次調査）の結果を利用していたが、当該調査が中止となることに伴う代替的な措置を考える必要が生じたことである。月次調査である本調査の結果（1 年分）から作成される地域別統計に対する都道府県の利用ニーズがあるだろうとの判断から、地域別統計の作成及び公表が求められたものである。年次調査であるエネルギー消費統計調査結果からも地域別統計を作成しているが、公表時期のタイムラグを踏まえると、代替が難しい状況にあり、現在も年報における都道府県別集計表に対するニーズはあるものと考えている。

- ・ 今後の課題である、地域別等の結果の公表、定期報告を活用した統計の作成については適切な対応をしており、部会として適当であると判断する。

（４）オンライン調査の推進

- ・ 本調査の中で、他の調査対象業種に比べ、オンライン利用率が 40%弱と相対的に低い業種（非鉄金属地金）の報告者数はどの程度か。
 - ← 報告者数全体の 5%程度（約 70 事業所）である。
- ・ 本調査のオンライン調査の利用率は約 70%と他の政府統計に比べてもかなり高い中で、相対的にオンライン調査の利用率が低い調査対象業種を把握し、重点的に周知するなど、更なる利用率の向上に向けた取組を行うこととしており、オンラインによる回収率の向上方策については、部会として適当であると判断する。

6 その他

今回は、平成 27 年 3 月 10 日（火）10 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。